

平成 23 年度 川崎市環境技術産学公民連携公募型共同研究事業

申請の手引き

川崎市

 **お知らせ** 現在、公募中です!! (詳しくは本冊子(6) 申請方法をご覧ください)

【公募期間】 **平成 23 年 5 月 6 日(金)～5 月 27 日(金) 17:00**

※ 市が提供できる資源等について、公募期間中に必ず下記問い合わせ先に事前相談をお願いします。

【申請書類】申請書、事業計画概要書等

【申請書類の提出先】川崎市産業振興会館 12 階 川崎市環境技術情報センターにご持参ください。

■公募期間中のお問い合わせ (土曜、日曜を除く平日 9:00～11:30 13:00～16:30)

川崎市環境技術情報センター (川崎市産業振興会館 12階)

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20

TEL:044-522-3286 FAX:044-522-3267 E-mail:30kangic@city.kawasaki.jp

(1) 目的

環境技術産学公民連携事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同推進体制を構築するための共同研究事業です。市は各主体に対して環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指します。

(2) 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業の特徴

市と参画主体が互いにメリットがある仕組みを目指す事業であり、研究開発に対する補助事業ではありません。（『Win-Win 型』の事業を目指します。）

- ・ 市は本事業を通じて、川崎市内の地域環境の改善、環境分野におけるプレゼンス向上、環境技術の発揮による産業振興に繋がることを目指し、本事業に以下のような資源を提供します。

- ・ 市有地(フィールド)の貸与
- ・ 市有設備の貸与
- ・ 市立試験・研究機関・組織の技術・知識
- ・ 成果広報への協力
- ・ 連携体制仲介 等

【ご参考】

◆川崎市公害研究所が提供できる資源 例

- ・ 公害関連調査支援
- ・ サンプルの採取・分析支援
- ・ 公害研究所の敷地貸与
- ・ 公害関連データの提供
- ・ 環境教育プログラム支援 等

<参考2> 環境教育 実績例

- 環境科学教室：小・中学生を対象。公害研究所で体験学習を行い、環境に対する関心と理解を深める。
- オープンラボ：一般の方や親子を対象。施設見学と、分析・実験を体験して環境に対する関心を深める。
- 水生昆虫ふれあい教室：市営プールに生息するヤゴの救出及び観察を通して、自然や生命の大切さを学ぶ。
- 夏休み多摩川教室：水生生物の観察や河川浄化施設の見学等を通じて多摩川に関する理解を深め、水質浄化等について考える。

<参考1> 公害関連調査 実績例

○大気調査関連

- ・ 浮遊粒子状物質に関する調査
- ・ 燃料(軽油、重油)中の硫黄分・塩素分含有量
- ・ 窒素酸化物の排出量調査
- ・ 大気環境中におけるアスベスト汚染実態調査
- ・ 固定発生源からの有害化学物質排出実態調査
- ・ 分析法が確立されている化学物質の環境調査
- ・ 環境大気中の揮発性有機化合物調査
- ・ フロン系ガスの環境大気調査
- ・ 酸性雨調査

○水質調査関連

- ・ 公共用水域水質調査
- ・ 河川の水生生物調査(水生昆虫、貝類、水草、魚類)
- ・ 地下水及び湧水の水質調査
- ・ 排出水の水質調査
- ・ 分析法が確立されている化学物質の環境調査(水質、底質、魚類)

○その他

- ・ 騒音に関する調査
- ・ ヒートアイランドに関する調査 等

◆川崎市公害監視センターが提供できる資源 例

- ・ 大気測定データ(経年)の提供
- ・ 水質測定データ(経年)の提供
- ・ 測定局敷地などの研究フィールドの貸与 等

※ 場合によってはご期待に添えないこともあります。具体的に提供可能な資源については公募期間中にお問い合わせください。(お問い合わせ先：(6)申請方法 参照)

- ・ 参画主体には、本事業を通じて、環境技術開発の達成や、環境技術の事業化等を目指し、本事業に以下のような資源を提供することを期待します。

- ・ 環境技術シーズ
- ・ 事業化ノウハウ
- ・ 専門的手法
- ・ 経営資源 等

(3) 事業の枠組み ～共同研究事業と委託事業～

共同研究のうち特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容については、市から参画主体に研究を委託します。共同研究事業と委託事業の枠組みについて、(3)－1、(3)－2に示します。

(3)－1 環境技術産学公民連携事業(共同研究事業)

- ・ 市と参画主体とは共同研究者の関係(互いに保有する資源を融通し、両者ともメリットを得る対等な関係)とする
- ・ 市が提供できる資源は、フィールド(市有地)や市有設備の貸与、市立試験・研究機関等の技術・知識、連携体制仲介等、参画主体に期待する資源は、環境技術シーズ、専門的手法、事業化ノウハウ等とする

【市と参画主体の関係性】



(3)－2 委託事業

- ・ 共同研究内容のうち、川崎市の抱える行政課題を勘案の上、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容については、参画主体に研究を委託する
- ・ 共同研究内容のうち、委託事業については、参画主体と協議の上、必要経費を委託研究費として支出する
- ・ 参画主体は、共同研究内容のうち委託事業についての進捗・成果等を取りまとめて市に報告する必要がある

【市と参画主体の関係性】



(3)－1 共同研究事業

共同研究事業において、市と参画主体とは共同研究者の関係(互いに保有する資源を融通し、両者ともメリットを得る対等な関係)とします。

◇共同研究開始までの流れ

- ・ 共同研究を希望する方は公募期間中に申請書類を提出して下さい。環境技術産学公民連携公募型共同研究事業推進委員会(以下、推進委員会)で申請内容を検討し、申請者との協議を経て、共同研究案件を決定します。
- ・ なお、公募期間中は、市が提供可能な資源等について、電話等でのご相談を受け付けています。(6)申請方法 参照)
- ・ その後、市と参画主体は、共同研究の実施の計画に係る詳細な事項を定めた共同研究実施計画書を策定します。

◇研究期間について

- ・ 共同研究の期間は、原則2012年3月中までとします。
※ただし、推進委員会において継続の有用性が認められた場合、最長3年を限度に共同研究を継続することがあります。

◇共同研究の実施について

- ・ 市と参画主体は、互いに保有する資源を融通し、両者ともにメリットを得ることを目指します。
- ・ 市は、共同研究を行うために必要と思われる資源を融通する努力をします。一方、参画主体には、行政課題の解決のための資源の提供を期待します。なお、市の資源の融通可否については、公募

期間中に電話等でご相談ください。(6)申請方法 参照)

◇研究成果のとりまとめ/公表について

- ・ 共同研究終了までに、市及び参画主体は研究成果をとりまとめ、報告書を作成します。なお、報告書の著作権は、市及び参画主体の2者に帰属するものとします。共同研究の終了後、市は報告書を公表しますが、業務上の支障がある場合、相互協議の上、非公開の範囲を定めます。
- ・ 市は、本事業を通じて知り得た参画主体の環境技術等に関する機密情報を、共同研究以外の目的で利用しません。(必要に応じて守秘義務契約を締結します。)

(3)－2 委託事業

委託事業において、市と参画主体とは委託者と受託者の関係となります。委託事業については、参画主体と協議の上、市は200万円を上限として必要経費を委託研究費として支出します。

◇委託事業開始までの流れ

- ・ 共同研究のうち、川崎市の抱える行政課題を勘案の上、参画主体の知見が特に必要で、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容については、市は参画主体にその研究を委託します。なお、本年度は**最大6件の委託事業を実施する予定**です。
- ・ 委託事業については、推進委員会で共同研究候補案件を選定した後、市と当該案件の申請者との間で委託事業の必要性や範囲を協議します。委託事業が必要な場合、市は委託事業に係る仕様書を提示し、参画主体にはこれに沿った企画提案をお願いします。提案内容を踏まえ、推進委員会等で委託先を決定します。
- ・ 委託事業については、市と参画主体は川崎市委託契約約款の条項により委託契約を締結します。川崎市委託契約約款の内容についての詳細は、適宜お問い合わせください。

◇委託期間について

- ・ **委託期間は2012年3月中まで**とし、期間終了時までに最終成果を報告書として取りまとめ、市に提出して頂きます。

◇委託事業の実施について

- ・ 市の提示した仕様書に合致する研究開発をお願いします。
- ・ 共同研究のうち委託事業に必要な経費は、市が委託研究費として支出します(**200万円を上限とします**)。なお、市が支出できる委託研究費の用途は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ・ 人件費 | ・ 研修会等開催費 |
| ・ 外注費 | ・ 旅費・交通費 |
| ・ 専門家指導費 | ・ 通信・運搬費 |
| ・ 研究に必要な消耗品購入費 | ・ 印刷製本費 等 |

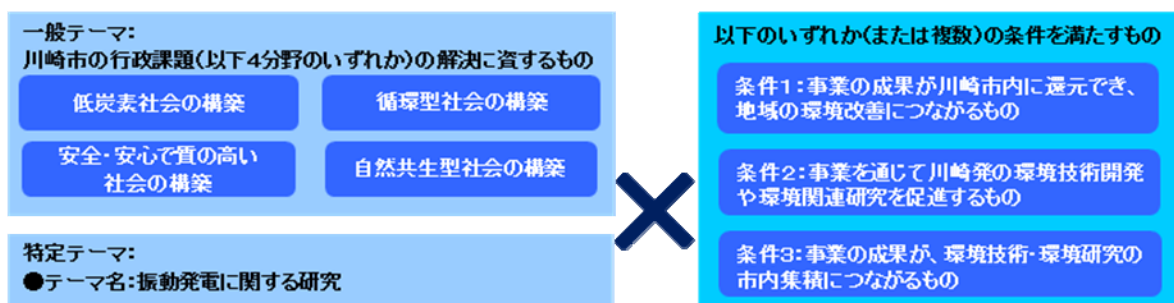
※ 委託研究費は、委託期間に償却されない固定資産(パソコン、実験装置等)には使えません。

◇研究成果のとりまとめ/公表について

- ・ 共同研究のうち委託事業については、進捗や成果について取りまとめ市に報告する必要があります。

(4) 募集する環境技術（科学技術／人文・社会科学等）

一般テーマもしくは特定テーマの解決に資するものであって、条件1～3のいずれか（または複数）を満たす環境技術（科学技術/人文・社会科学等）を募集します。なお、一般テーマとは、川崎市の行政課題（下記の4分野のいずれか、または複数）であり、特定テーマとは、年度ごとに川崎市が指定するものです。



※環境技術情報センターで既に実施している共同研究事業に対して、相乗効果、波及効果が期待できるような内容の環境技術についても広く募集いたします。

(5) 申請者の資格、要件等

(4)の条件に合致する環境技術内容について、川崎市をフィールドに研究開発を行う計画を提示し、市と参画主体の双方にとって有意義な共同研究を実施できると認められる主体で、かつ、以下のいずれかに該当する者としてします。

- ・ 企業、大学、研究機関、NPO等（法人格を有するものに限る）
- ・ 上記の複数の主体が連携したグループ
- ・ その他、市が認めるもの

(6) 申請方法

◇公募期間

平成23年5月6日（金）～5月27日（金）17:00

※上記期間中には、本事業の概要や、市が提供可能な資源等についてのご相談を受け付けています。

■公募期間中のお問い合わせ（土曜、日曜を除く平日 9:00～11:30 13:00～16:30）

川崎市環境技術情報センター（川崎市産業振興会館 12 階）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20

TEL:044-522-3286 FAX:044-522-3267 E-mail:30kangic@city.kawasaki.jp

◇申請書類等

公募期間中に申請書類を川崎市環境技術情報センターに持参してください。(申請にあたっては、必ず(8)問い合わせ先への事前相談をお願いします。)

■ 申請書類

(様式1から3の申請書類は、所定の様式を御使用ください。様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。)

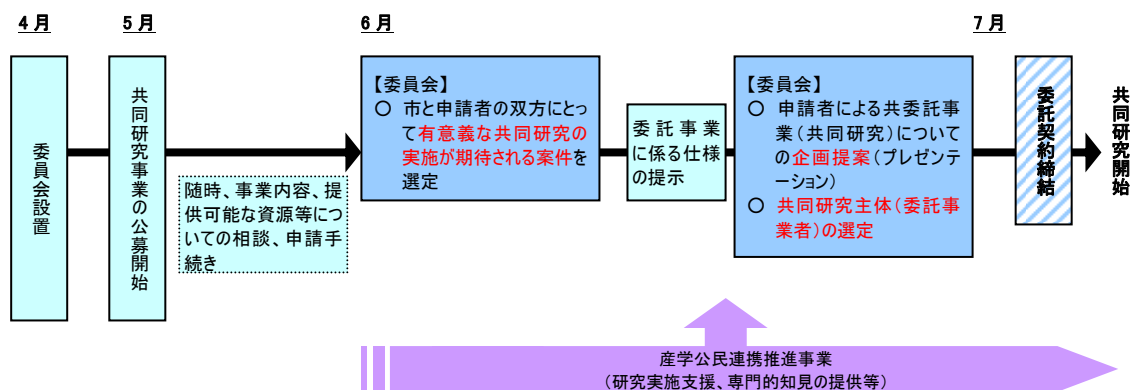
- ・ 川崎市環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書(様式1)
- ・ 事業計画(研究計画)概要書(様式2)
- ・ 研究費用見積額調書(様式3)
- ・ 共同研究を行うに足りる技術的能力を説明する書類(関連する研究発表論文・記事、特許資料等)
- ・ 申請者の事業概要のわかる書類(組織、運用体制等のわかる会社/組織パンフレット、事業報告書等)
- ・ 申請者の経営状況を説明する書類(貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証明する書類の写し等)
- ・ 定款又は登記事項証明書

■ 申請書類の提出先(持参してください)

川崎市産業振興会館 12階 川崎市環境技術情報センター
〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66番地 20 川崎環境技術情報センター

◇申請後の流れ

公募期間終了後、委員会にて共同研究事業を実施する案件候補を選定し、その結果を申請者に通知するとともに、共同研究事業において相互に提供できる資源や委託事業の有無等について協議をします。協議の結果を受けて、委託事業を実施する場合には後日委託部分についての企画提案をお願いします。なお、最終的には**企画提案を経て委託事業として選定するのは最大6件**を予定しています。



(7)お願い

事業終了後に、次年度以降の事業運営改善に向けた御意見をお聞かせください。

(8)本件についてのお問い合わせ先

川崎市環境技術情報センター(川崎市産業振興会館 12階)

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66番地 20

TEL:044-522-3286 FAX:044-522-3267 E-mail:30kangic@city.kawasaki.jp

※本事業に関するご相談は、随時受け付けております。